

船橋市体育施設の専用使用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市運動公園等管理規則（昭和54年船橋市教育委員会規則第11号）、船橋市総合体育館条例施行規則（平成17年船橋市教育委員会規則第11号）、船橋市武道センター条例施行規則（平成17年船橋市教育委員会規則第12号）、船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用に関する条例施行規則（昭和57年船橋市教育委員会規則第6号）の規定に基づく体育施設・設備、船橋市運動広場条例施行規則（平成28年船橋市教育委員会規則第8号）に基づく運動広場施設・設備、及び別表第1に掲げる施設（以下「施設」という。）の公平な使用等を確保するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専用使用等 教育委員会が管理する施設にあつては専用使用をいい、指定管理者が管理する施設にあつては専用利用をいう。
- (2) 使用料等 教育委員会が管理する施設にあつては使用料をいい、指定管理者が管理する施設にあつては利用料をいう。

(利用者登録)

第3条 別表第1に掲げる施設について専用使用等をしようとするものは、「船橋市体育施設利用者カードの交付に関する規則」第3条及び第4条を準用するものとする。

(利用者の区分)

第4条 市内に在住又は在勤又は在学する利用者（以下「市内利用者」という。）及びそれ以外の利用者（以下「市外利用者」という。）に区分する。

(予約方法等)

- 第5条 施設の予約は、船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年船橋市条例第3号)第3条に規定する電子情報処理組織を通じて、船橋市生涯学習施設予約管理システム（以下「システム」という。）に接続して行う。
- 2 予約方法は、第6条に規定する抽選予約と第7条に規定する随時予約とする。
 - 3 予約は、2時間を1単位とする。ただし、法典公園集会所の予約は、9時から12時、12時30分から16時30分、17時から21時をそれぞれ1単位とする。
 - 4 電子情報処理組織の受付時間は、保守点検作業等による休止日を除き、0時から24時までとする。ただし、窓口に設置された電子情報処理組織に係る端末については、別表第2のとおりとする。
 - 5 予約を取り消す場合は、利用者が利用日の3日前までにシステムにより取消しの処理を行わなければならない。
 - 6 武道センターの予約については、第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、同施設の窓口で受け付けるものとし、抽選予約は行わない。

(抽選予約)

第6条 市内利用者は、使用しようとする日が属する月（以下「使用月」という。）の2月前の21日から月末までの間に、1月あたり4単位まで抽選申し込みをすることができる。

- 2 抽選は、使用月の前月1日にシステムにより行う。

3 抽選申込みをした市内利用者は、抽選結果を使用月の前月2日から8日までに確認し、当選した場合は専用使用等許可の申請（以下「申請」という。）をするものとする。ただし、やむを得ない場合は辞退することができる。

4 当選したにもかかわらず、前項の期間に申請しなかった場合は、当該抽選を行った月の9日をもって無効とする。

（随時予約）

第7条 抽選予約後に予約のない施設について、市内利用者は使用月の前月10日から、市外利用者は有料施設についてのみ使用日の7日前から使用する日まで、端末操作をする日につき1単位を限度に、予約及び申請をすることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用については、使用する日の6日前までに予約及び申請をすることができるものとする。

（使用の手続き）

第8条 システムにより申請を行った利用者は、当該予約の開始時刻までに別表第2の窓口で、使用許可書交付に関わる手続き及び有料施設にあっては使用料等の納付（以下「使用手続き」という。）を行わなければならない。ただし、窓口のない施設及び窓口受付開始時刻前に使用する場合は、当該使用手続きを前日の窓口受付終了時刻までに行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、青少年会館では若松公園有料公園施設及び高瀬町まちかどスポーツ広場、高根台出張所では高根木戸近隣公園有料施設、習志野台出張所では北習志野近隣公園有料施設、行田運動広場では当該施設、高瀬下水処理場上部運動広場では当該施設、高瀬町まちかどスポーツ広場及び若松公園有料公園施設、法典公民館では藤原まちかどスポーツ広場の使用手続きのみ受け付けるものとする。

3 教育委員会または指定管理者（以下「施設管理者」という。）は、申請及び使用手続きを受けたときは、使用許可書等を交付する。

4 利用者は、前項により交付された使用許可書を、施設を使用する際に当該施設窓口に提出し、又は備え付けのポストに入れるものとする。

5 第1項に定めた使用手続きがされない場合、施設管理者は、当該予約を無効とし、以後の船橋市体育施設利用者カードの利用を制限することが出来る。

（使用料等の還付）

第9条 使用料等の還付を受けようとするものは、別表第2に掲げる対象施設に対応した窓口（ただし、行田運動広場、高瀬下水処理場上部運動広場及び法典公民館を除く。）に、使用許可書、印鑑、本人確認ができるものを持参し請求するものとする。

2 還付の手続きは、各施設の使用日の翌日以降に受け付ける。ただし、船橋市立学校運動場夜間照明灯の使用については、使用日の翌月10日以降に受け付けるものとする。

（優先予約）

第10条 施設管理者は、次に掲げる場合、予約を優先させることができる。

(1) 市及び市教育委員会、市スポーツ協会加盟団体及び市スポーツ推進委員協議会が主催する行事並びに国際大会及び全国大会等の行事。

(2) 前号に掲げるもののほか、施設管理者が必要と認める場合。

附 則

（船橋市体育施設の専用利用手続きの基準の廃止）

- 1 船橋市体育施設の専用利用手続きの基準は廃止する。
(施行期日)
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成26年3月20日から施行する。
附 則
この要綱は、平成28年5月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
附 則
この要綱は、平成29年11月1日から施行する。
附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
附 則
この要綱は、令和3年2月21日から施行する。
附 則
この要綱は、令和3年11月1日から施行する。
附 則
この要綱は、令和5年2月21日から施行する。

(別表第1)

施設		使用時間
船橋市運動公園	自由運動広場	9時～17時
法典公園	多目的運動広場	
高瀬町まちかどスポーツ広場	野球場	
	少年野球場	
	球技場	
豊富まちかどスポーツ広場	少年野球場	
藤原まちかどスポーツ広場	多目的広場	5月～8月 9時～19時
		9月～4月 9時～17時
大神保町まちかどスポーツ広場	多目的広場	8時半～16時半

(別表第2)

窓口及び端末の設置場所	窓口受付時間	端末の使用可能時間	窓口受付及び端末の使用を休止する日	対象施設(還付手続き)
生涯スポーツ課	9時～17時	9時～17時	土・日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日	若松公園、北習志野近隣公園、高根木戸近隣公園、中学校ナイター、行田運動広場、高瀬下水処理場上部運動広場

運動公園	9時～ 20時30分	9時～21時	12月29日から翌年の1月3日	運動公園、法典公園、若松公園、北習志野近隣公園、高根木戸近隣公園、中学校ナイター、行田運動広場、高瀬下水処理場上部運動広場
法典公園（グラスポ）	9時～17時	9時～21時	12月29日から翌年の1月3日	高根木戸近隣公園、中学校ナイター、行田運動広場、高瀬下水処理場上部運動広場
総合体育館（船橋アリーナ）	9時～19時	9時～21時	12月29日から翌年の1月3日	総合体育館（船橋アリーナ）
武道センター	9時～17時	9時～21時	12月29日から翌年の1月3日	武道センター
青少年会館	9時～17時		月曜日、祝日の翌日（土・日を除く）、12月29日から翌年の1月3日	若松公園
高根台出張所	9時～17時	9時～17時	土・日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日	高根木戸近隣公園
習志野台出張所	9時～17時	9時～17時	土・日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日	北習志野近隣公園
行田運動広場	8時30分～16時30分（ただし、5月1日から8月31日までの期間は17時までとする。）	8時30分～16時30分（ただし、5月1日から8月31日までの期間は18時30分までとする。）	12月29日から翌年の1月3日	
高瀬下水処理場上部運動広場	9時～19時	9時～21時	12月29日から翌年の1月3日	

法典公民館	9時～1 7時	9時～2 1時30 分	毎月の最終月曜日、 祝日、12月29日 から翌年の1月3 日	
-------	------------	-------------------	---	--